

平成24年5月25日
第2388号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

- ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則（28・子育て支援課）……………1
- 秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則（29・農林政策課）……………1

告示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（269・福祉政策課）……………1
- 生活保護法による医療機関の指定（270・福祉政策課）……………2
- 平成24年度調理師試験の実施（271・健康推進課）……………3
- 平成24年度秋田県登録販売者試験の実施（272・医務薬事課）……………4
- 基本測量実施の通知（273・建設政策課）……………6
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（274・都市計画課）……………6
- 都市計画事業の認可（275・秋田地域振興局建設部）……………6
- 建設業の許可の取り消し（276・仙北地域振興局総務企画部）……………7

公告

- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区連合の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………8
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………8

規 則

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年五月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十八号

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則（平成十年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

「年一・〇パーセント」を「年〇・七パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後のひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年五月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十九号

秋田県農業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県農業研修センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表宿泊室の項中「同月三日」を「二月末日」に、「十二月二十九日」を「十二月一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
三種町社会福祉協議会ひまわり訪問看護ステーション	社会福祉法人三種町社会福祉協議会	山本郡三種町鹿渡字町後263	平成24年3月31日
アイセイ薬局角館店	有限会社東北メディスン	仙北市角館町上野4-1	平成24年3月31日
大仙市太田国民健康歯科保険診療所	大仙市長	大仙市太田町横沢字窪関南501番	平成24年3月31日
大仙市太田国民健康保険診療所	大仙市長	大仙市太田町横沢字窪関南501番	平成24年3月31日
薬局なるせ	有限会社エム	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下24-7	平成24年3月31日
大井医院	大井 董一	由利本荘市矢島町矢島31	平成24年3月31日
株式会社ホテヤ薬局いとく店	株式会社布袋屋薬局	大館市御成町三丁目71番32号	平成24年3月31日
医療法人歯友会 佐藤歯科代野診療所	医療法人歯友会	大館市下代野字中道北21番29	平成24年3月31日
佐藤歯科医院	佐藤 達	湯沢市前森1-2-11	平成24年3月31日
赤玉薬局八竜店	赤玉薬品株式会社	山本郡三種町浜田字東浜田139-2	平成24年3月31日

秋田県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
太田診療所	医療法人道真会	大仙市太田町横沢字窪関南505番1	内科、胃腸内科、消化器内科、小児科、リハビリテーション科	平成24年4月1日
太田歯科診療所	池田 いづみ	大仙市太田町横沢字窪関南505番3	歯科	平成24年4月1日
大井医院	大井 剛太	由利本荘市矢島町七日町字榎木田68番地	整形外科、内科、小児科	平成24年4月1日
ホテヤ薬局いとく店	株式会社布袋屋薬局	大館市御成町三丁目7-58 いとく大館ショッピングセンター内	調剤薬局	平成24年4月1日
オーラルクリニックかつの	岩淵 皐	鹿角市花輪字新田町25-8	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成24年4月2日

佐藤歯科医院	佐藤 達志	湯沢市前森1-2-11	歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成24年4月1日
こにし胃腸内科	小西 永晃	大仙市福田町21-23-13	内科、胃腸 内科	平成24年5月1日
こまち薬局福田店	有限会社小野	大仙市福田町21-23-13	調剤薬局	平成24年5月1日
赤玉薬局八竜店	株式会社アイセイ薬局	山本郡三種町浜田字東浜田 139-2	調剤薬局	平成24年4月1日

秋田県告示第271号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成24年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁 正庁

イ 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎 大会議室

ウ 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館 大会議室

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験資格

平成24年度調理師試験実施要領において定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

ア 調理業務従事証明書 2部

イ 卒業（修了）証明書又は卒業証書の写し 2部

卒業（修了）証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を2部添付すること。

ウ 写真

受験願書提出前6か月以内に脱帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの 1枚

エ 封筒 2通（受験票及び試験結果を封書で送付するため）

封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成24年6月18日（月）から同年7月6日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部（県保健所）、秋田市保健所

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日を除き、平成24年6月27日（水）から同年7月6日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部（県保健所）。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部（県保健所）とする。なお、郵送による願書提出は原則として認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成24年9月10日(月)午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(県保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp/>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

(2) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成24年9月10日(月)から同年10月9日(火)までの午前9時から午後5時まで

ただし、平成24年9月10日(月)は午前10時から午後5時まで

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部(県保健所)

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課(電話018-860-1422)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所まで。

秋田県告示第272号

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月22日(水)午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル

2 試験項目

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

(3) 主な医薬品とその作用

(4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

(2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

(3) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

(4) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

(5) 前各号に掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者

ただし、(3)及び(4)の実務経験については、新法施行日(平成21年6月1日)前に薬局又は一般販売業(卸売一般販売業者を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業において行った実務経験並びに既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者において行った実務経験を含む。

5 受験申込みに必要な書類

(1) 登録販売者試験受験申請書 2部

- (2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部
- (3) 写真（出願6か月以内に撮影した横3.5cm、縦4.5cm上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚
- (4) 実務経験を証明する書類（平成24年度秋田県登録販売者試験受験案内により詳細を確認すること）
- 6 受験申請手数料
- (1) 額
17,600円
- (2) 納付方法
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 7 受験申請書の受付期間及び場所等
- (1) 受付期間
平成24年6月4日（月）から同年6月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）郵送による場合は、平成24年6月29日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受付場所
住所地を所管する保健所（地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。
秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課あて書留郵便をもって送付すること。
- (3) 受験票の送付
出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成24年8月8日（水）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。
- 8 合格発表
平成24年9月24日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- 9 受験申請書等の入手方法
- (1) 最寄りの保健所
- (2) 秋田県ホームページ（<http://www.pref.akita.lg.jp>）
- (3) 郵送による請求
秋田県外に住所地を有する者で、(1)、(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課あて（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は90円分、定形外郵便は120円分が必要）を貼った返信用封筒を同封すること。
- 10 試験についての問い合わせ先
秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話番号（018-860-1407）
- 11 受験申請書等についての問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170
由利本荘保健所	由利本荘市字水林408番地	0184-22-4122
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4005
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

12 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証又は旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に下表の開示場所に直接請求すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

開示請求できる人	開 示 内 容	開示受付期間	開示場所

受 験 者	各試験項目の得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内
-------	----------------	--------------	------------------

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条の規定により、文書により開示の請求をすること。

秋田県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業を行う地域
秋田県全域
- 3 作業を行う期間
平成24年5月25日から平成25年3月29日まで

秋田県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公聴会の日時
平成24年6月8日（金）午後2時
- 2 公聴会の場所
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市象潟構造改善センター
- 3 定めようとする都市計画の構想
にかほ都市計画道路（象潟南高速線）の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及びにかほ市産業建設部建設課に備え置いて、平成24年5月25日（金）から同年6月8日（金）までの間、縦覧に供する。
- 4 公述申出書の提出期限等
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年5月25日（金）から同年6月1日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
 - (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
 - (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
 - (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 5 問い合わせ先
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018（860）2442

秋田県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業3・4・29号秋田環状線
- 3 事業施行期間
平成24年5月25日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

秋田市牛島西一丁目、卸町三丁目及び四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

秋田県告示第276号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年5月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

さとう建工

大仙市大曲金谷町13番16号

佐 藤 民 次

秋田県知事許可（般-19）第11892号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年5月10日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、合川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贅ノ里123番地

〃 池内字池内94番地

〃 二井田字高村24番地

〃 池内字池内26番地

〃 櫃崎字上野道上110番地1

〃 小館町14番地2

〃 根下戸町9番地8

〃 二井田字贅ノ里50番地

〃 餌釣字屋敷67番地

〃 赤石字屋布南2番地2

〃 山館字羽立23番地

〃 二井田字贅ノ里108番地

安 達 英 樹

戸 田 達 雄

小 畑 淳

畠 山 俊 成

虻 川 博

松 山 紀 光

田 中 正 夫

田 畑 宗 秋

本 多 貞 利

平 泉 久 男

菅 原 利 雄

三 澤 時 雄

2 就任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贅ノ里123番地

〃 池内字池内94番地

〃 二井田字高村24番地

安 達 英 樹

戸 田 達 雄

小 畑 淳

大館市池内字池内18番地2	戸 田 憲 一
〃 櫃崎字上野道上110番地1	虻 川 博
〃 赤石字屋布南2番地2	平 泉 久 男
〃 二井田字贅ノ里50番地	田 畑 宗 秋
〃 小館町13番地1	伊 藤 昇
〃 根下戸町9番地8	田 中 正 夫
〃 餌釣字屋敷67番地	本 多 貞 利
〃 山館字上野5番地	藤 原 勝 美
〃 二井田字贅ノ里108番地	三 澤 時 雄
3 退任監事の住所及び氏名	
大館市池内字池内18番地2	戸 田 憲 一
〃 二井田字上四羽出9番地1	小 畑 守
4 就任監事の住所及び氏名	
大館市餌釣字向綱35番地1	兜 森 鉄 広
〃 二井田字上四羽出9番地1	小 畑 守

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市豊岩中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名	
秋田市豊岩豊巻字中沢23番地	古 谷 英 雄
〃 〃 字山口152番地	佐々木 利 男
〃 〃 字中山19番地3	古 谷 一 郎
〃 〃 字内縄尻11番地	嵯 峨 重 美
〃 〃 字中島85番地	嵯 峨 勝 夫
〃 〃 〃 81番地	鈴 木 金之栄
〃 〃 字居使41番地	佐 藤 恭 吉
〃 〃 〃 10番地	池 田 寿 男
〃 〃 〃 145番地	池 田 金 二
2 就任理事の住所及び氏名	
秋田市豊岩豊巻字中沢23番地	古 谷 英 雄
〃 〃 字中山19番地3	古 谷 一 郎
〃 〃 字杉ノ下101番地	武 藤 徹
〃 〃 字内縄尻11番地	嵯 峨 重 美
〃 〃 字中島85番地	嵯 峨 勝 夫
〃 〃 〃 81番地	鈴 木 金之栄
〃 〃 字居使10番地	池 田 寿 男
〃 〃 〃 145番地	池 田 金 二
〃 〃 〃 37番地	池 田 秀 勝
3 退任監事の住所及び氏名	
秋田市豊岩豊巻字杉ノ下189番地	伊 藤 幸 治
〃 〃 字中島82番地	鈴 木 照 夫
〃 〃 字居使37番地	池 田 秀 勝
4 就任監事の住所及び氏名	
秋田市豊岩豊巻字中山138番地	佐々木 弘
〃 〃 字中島82番地	鈴 木 照 夫
〃 〃 字上野183番地	石 川 新一郎

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)